

## 16 明治一二年に東京府病院が実施した 医療開業旧試験について

樋口輝雄

日本歯科大学新潟歯学部医の博物館

明治八年に布達された「医制」に基づき、「新ニ開業ヲ乞フ者」への医療開業試験は明治十六年まで各府県で行われ、合格者総数は演者の集計で、のべ三三三〇名であった。この暫定的な試験は「旧試験」とも称され、当初は各府県が実施し結果を内務省衛生局に「具状」して、審査ののち及第者には「内務省医療開業免状」が下付された。しかし、「各地方ヨリ差出シ来候問題並成績之儀疎密浅深各同シカラス……甲地試験ノ難ヲ避ケテ乙地ノ易キニ就クノ弊」(明治十二年二月内務

省衛生局伺)から、「(それまでの)省達は試験法の試験とも謂うべきものにして固より永久の制規にあらざりしかば明治一二年に至りて一步を進め」(長与専齋

『松香私誌』、同年八月から「医師試験規則」を実施して試験時期・試験方法を全国的に統一した。同規則では、試験問題は内務省が選定して各府県へ封送し、試験実施後返送された答案を内務省衛生局が採点して合否を決することとなった。また東京府等では他府県からの転籍者は新規開業と見なし試験を課していたが、元管庁からの添書があれば、試験の要なく「開業許可候様可取計」との内務省達(従来開業の者に仮免状下付)が同年三月に出され、試験対象者がより集約された。

演者は第九回本学会総会において、東京都公文書館所蔵資料を基に、当時の東京府で明治一二年八月から一六年一〇月まで計一八回行われた旧試験の概要と、出願者のべ一七一五名、合格者のべ四〇四名の氏名と本籍地、受験期等について報告した。同館ではこの「医師試験規則」に基づく以前の試験、長与専齋のいう「試験法の試験」に関する資料も一二年分の一部を所蔵している。明治一三年時の東京府病院の報告書によると、一二年八月までの医療開業試験受験者は二二八名、

内訳は内外科二〇六、内科専門一、眼科専門一〇、齒科専門一名で、薬舗開業試験受験者は四名であった。そのうち及第して内務省免状を下付された者二一八名、前年比一名の減、落第一〇〇名、同九九名の増と記している。

今回報告する資料は簿冊表題「回議録第五類医師試験ノ部二冊ノ内甲」で、受験者二一八名のうちの一二二名分が編綴され、「他日ノ参考ニ供スルタメ」廃棄を免れたが、八六名分収録の簿冊「二冊の内乙」は当時制定された文書保年限により廃棄されたと思われる。編綴された書類によると、東京府から試験の実施方を委託された東京府病院では、受験した一三二名について、病院長の長谷川泰より「免状御下付御差支無之」と回答し、それを受けた東京府でも「合格ノ者ト視認」して内務省に免状下付を上申ししたが、各人の応答書（答案）を検した内務省（衛生局）では、半数以上を不合格とし、及第と認めて免状を下付したのは六四名であった。これらの試験がどのように行われたか詳細は不明だが、書面の文言や收受の日付から、長谷川泰を

実施責任者として一〇、二〇人を一グループに毎月一、四回実施され、応答書は控えが書写されていたようである。願書や履歴書を見ると一三二名のうち東京府を原籍とする者七名、神奈川県西多摩郡一、静岡県四、福岡県一二、石川県（富山・福井を含む）一一、新潟県、山形県各九名と本籍地は全国各地に及ぶ。また最高年齢は満川友彦の三七歳二カ月で、二五歳までの者は全体の八割強であった。

修学履歴書は三名を除き添付されており、一二九名中、長谷川泰ないしは済生学舎（舎長・長谷川泰）に修学と記載している者四九名で合格二二、不合格二七、また東京府病院で「実地研究」と記した者二五名で合格一二、不合格一三であった。つまり、済生学舎や病院などで何らかのかたちで長谷川泰に従学して受験し、かつ病院長の長谷川泰が試験及第とした者七四名のうち、内務省は四〇名を不合格としたことに注目したい。医師試験規則施行以前に東京府病院が実施した旧試験について、他の関連資料とも併せ報告する。